

令和6年度 第3回  
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

次 第

日時 令和6年11月20日(水)

午後1時から

場所 豊橋市役所 講堂(東館13階)

1. 開会

2. 協議

- 協議案第1号 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価  
(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)等について …【資料1】
- 協議案第2号 東部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料2】
- 協議案第3号 北部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料3】
- 協議案第4号 南部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料4】
- 協議案第5号 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料5】
- 協議案第6号 川北地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料6】

3. 報告

- 報告第1号 「夏休み小学生50円バス」の実施結果について …【資料7】
- 報告第2号 利用促進事業の実施状況について(中間報告) …【資料8】
- 報告第3号 企業シャトル BaaS(バース)実証実験の実施状況について(中間報告) …【資料9】

4. その他

5. 閉会

**【送付資料】**

- ◆照会文
- ◆次第
- ◆出席者名簿
- ◆豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

**【資料1】 令和6年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価**

(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)等について

**【資料2】 東部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について**

**【資料3】 北部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について**

**【資料4】 南部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について**

**【資料5】 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について**

**【資料6】 川北地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について**

**【資料2-1】 東山バス運営協議会の取組について**

**【資料3-1】 石巻・下条地域交通推進委員会の取組について**

**【資料4-1】 表浜地域公共交通推進委員会の取組について**

**【資料5-1】 しおかぜバス運営協議会の取組について**

**【資料6-1】 かわきたバス運営委員会の取組について**

**【資料7】 「夏休み小学生50円バス」の実施結果について**

**【資料8】 利用促進事業の実施状況について (中間報告)**

**【資料9】 企業シャトルBaaS (バース) 実証実験の実施状況について (中間報告)**

令和6年度 第3回  
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 出席者名簿

氏名	職名等	備考
杉木 直	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授	【会長】
島村 喜一	豊橋市副市長	【副会長】
駒木 伸比古	愛知大学 地域政策学部教授	【副会長】 欠席
小林 裕之	公益社団法人愛知県バス協会専務理事	【監事】 欠席
富田 佳央	豊橋商工会議所議員	【監事】
宮川 高彰	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官(企画調整担当)	
石屋 義道	愛知県都市・交通局交通対策課担当課長	(代理) 主事 森本 恭平
坂野 慎	豊橋鉄道株式会社取締役鉄道部長	
綿貫 琢也	豊鉄バス株式会社常務取締役	
青木 良浩	豊橋タクシー協会会長 東海交通株式会社代表取締役社長	
長縄 則之	豊鉄タクシー株式会社取締役社長	
松下 裕紀	愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事	
川本 恭久	豊橋市自治連合会理事	
朝倉 規幸	豊橋市老人クラブ連合会副会長	欠席
鈴木 真理子	豊橋女性団体連絡会会員	
高柿 弘義	国土交通省中部地方整備局 名古屋国道事務所計画課長	
奥谷 敦史	愛知県東三河建設事務所維持管理課長	欠席
村松 具己	愛知県豊橋警察署交通課長	(代理) 交通規制係長 秋葉 有志
山本 高敬	豊橋市建設部長	
金子 知永	豊橋市都市計画部長	

オブザーバー

氏名	団体名	備考
赤座 立郎	東山バス運営協議会	会長
河村 高広	北部石巻西川・賀茂線運営協議会	会長 欠席
杉浦 巧倫	石巻・下条地域交通推進委員会 (北部下条・森岡線運営協議会)	会長 (会長)
山本 義宏	表浜地域公共交通推進委員会 (五並地域公共交通運営委員会)	会長 (会長)
羽田 近正	高豊地域公共交通運営委員会	会長
近藤 晴彦	しおかぜバス運営協議会	会長
竹本 行雄	かわきたバス運営委員会	会長

## 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

(名称)

第1条 この協議会は、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛知県豊橋市今橋町1番地豊橋市役所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、さらに道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(事業)

第4条 協議会は、法第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 総合的な地域公共交通施策の推進に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等の協議に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

(協議会の組織)

第5条 協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 豊橋市長が指名する者
- (2) 関係する公共交通事業者の代表者又はその指名する者
- (3) 道路管理者又はその指名する者
- (4) 愛知県豊橋警察署長又はその指名する者
- (5) 市民又は地域公共交通の利用者の代表
- (6) 学識経験者その他市町村が必要と認める者

(届出)

第6条 委員は、その氏名及び住所（委員が所属する団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

（役員の数及び選任）

第7条 協議会に次の役員を置く。

- （1）会 長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）監 事 2名

- 2 協議会の会長は、委員の互選により選出する。
- 3 副会長及び監事は、第5条の委員から会長が指名する。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の仕事）

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、次に掲げる業務を行う。
  - （1）協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
  - （2）前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。
  - （3）前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

（委員及び役員の仕事）

第9条 委員及び役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員及び役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（仕事満了又は辞任の場合）

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の仕事）

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- （1）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(会議の開催等)

第12条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、毎年1回以上開催する。

3 会議は、次に掲げる場合にも開催する。

(1) 委員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。

(3) その他会長が必要と認めたとき。

(会議の招集)

第13条 前条第3項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。

2 会議の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

(会議の議決方法等)

第14条 会議は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員は、会議において、各1個の議決権を有する。

3 会議においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 会議の議事は、第16条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって会議の決議があったものとみなす。この場合において、第1項及び第4項の規定を準用する。

(会議の権能)

第15条 会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算に関すること。

(2) 事業報告及び収支決算に関すること。

(3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。

(4) 第4条各号に関すること。

(5) その他協議会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第16条 次に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の4分の3以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 委員の除名
- (4) 役員解任

(代理人による表決)

第17条 やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、委任状(様式第1号)を協議会に提出しなければならない。

3 第14条第1項及び第4項並びに第16条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

(協議結果の尊重義務)

第18条 会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(協議が調った事項に関する軽微な変更)

第19条 協議会は、次に掲げる変更に係る協議については、書面による協議を行うことができる。

- (1) 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更
- (2) 運賃に変更のない停留所の変更
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が軽微と認める変更

(議事録)

第20条 会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

- (1) 開催日時及び開催場所
- (2) 委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第17条第3項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちから会長が指名した議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(意見の聴取)

第21条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第22条 協議会は、第4条各号に定める事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第23条 協議会は、第4条各号に定める事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第24条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、豊橋市都市計画部都市交通課内に事務局を置く。

2 事務局には事務局長を置き、豊橋市都市交通課長をもって充てる。

3 事務局員は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって充てる。

4 協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

(業務の執行)

第25条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める規程による。

(書類及び帳簿の備付け)

第26条 協議会は、第2条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第27条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第28条 協議会の資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 委員が所属する団体からの負担金
- (2) 国からの補助金
- (3) その他の収入

(収支予算)

第29条 協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。

2 委員が所属する団体が直接行う地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関して、この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを協議会の収支とみなす。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。

3 会長は、第1項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、会議の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、次に掲げる書類を、豊橋市長に提出しなければならない。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

(協議会が解散した場合の措置)

第32条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第33条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成20年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第9条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

3 協議会の設立初年度の事業年度については、第27条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成20年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年3月26日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際、現に計画期間中である地域公共交通総合連携計画の計画期間が満了するまでの期間は、第3条の規定中「行うため」とあるのは、「行うため並びに地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため」と読み替え、第4条及び第29条の規定中「形成計画」とあるのは、「形成計画及び地域公共交通総合連携計画」と読み替えるものとする。

附 則

この規約は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年6月1日から施行する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

資料1  
令和6年11月20日

協議会名: 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

評価対象事業名: 豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画(地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助(調査検討の経費を除く。)を受けている場合は、その旨記載)】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C評価 【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】	A・B・C評価 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
豊鉄タクシー(株)	北部地区(柿の里バス)	石巻西川・賀茂線/田条・森岡線(下)【第2便】	A 補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。	B	【達成状況】 豊橋市北部地区の目標は、年間(R5.10~R6.9)の利用者数を7,200人としており、年間の利用者数は4,420人と目標は達成されなかったが、バスツアーの実施等、利用促進に努めながら、高齢者の方の通院・買物など生活の足を守ることができた(昨年比で695人増加)。さらに、普段柿の里バスを使わない層にも周知することができた。  【要因】 新ルート運行開始、バスツアーの実施により、利用者数は増加したが、コロナ前の水準まで回復するには至らなかった。豊川への延伸、新たなバス停の設置により、新規の利用者が少しずつ増えているため、今後も利用促進、周知を徹底し、需要の掘り起こしをしていく。
		石巻西川・賀茂線/田条・森岡線(下)【第4便】			
		石巻西川・賀茂線/田条・森岡線(下)【第6便】			
		石巻西川・賀茂線/田条・森岡線(下)【第4便、第6便】			
		石巻西川・賀茂線/下条・森岡線(上)【第7便】			
		石巻西川・賀茂線(上)【第3便】			
		下条・森岡線(上)【第5便】			
		石巻西川・賀茂線/田条・森岡線(上 石老福通過)(第1便)			
		石巻西川・賀茂線/田条・森岡線(上 赤岩口)(第9便)			
		柿の里萩平・豊川駅東口系統			
		豊川駅東口・豊橋医療センター系統			
		石巻中山・豊川駅東口系統			
		石巻中山・豊橋医療センター系統			
		石巻中山・豊橋医療センター系統			
		石巻中山・豊川駅東口系統			
	石巻中山・豊橋医療センター系統				
	豊川駅東口・豊橋医療センター系統				
	石巻中山・豊橋医療センター系統				
	豊川駅東口・豊橋医療センター系統				
	豊川駅東口・賀茂西系統				
東海交通(株)	南部地区(愛のりくん)	高根・芦原	A 補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。	B	【達成状況】 豊橋市南部地区は、年間(R5.10~R6.9)の利用者数2,250人を目標としていたが、2,112人であり目標は達成されなかった。  【要因】 昨年と比較して実利用者が減少しており、新規利用者の獲得に苦戦した。今後、愛のりくん通信や市民館だよりでの広報活動や民生委員会への参加など、こまめなPR活動を実施することで、新規利用者の獲得を目指す。
		豊南・大清水			
		細谷・二川			
		小沢・二川			

東海交通(株)	前芝地区 (しおかぜバス)	梅敷前芝線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「公共交通をつかったオリジナルツアー大募集」「ポスター&amp;川柳コンテスト」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。【再掲】</li> <li>・定例会において、利用実績を共有するとともに、利用促進の取り組みの企画・実施支援を行った。【再掲】</li> <li>・啓発チラシ、会合での周知活動、本協議会への取組報告等を行った。【再掲】</li> <li>・豊橋まつり臨時運行を実施した。</li> <li>・利用者9万人、9.5万人達成キャンペーン、運行開始10周年感謝キャンペーンを実施した。</li> </ul>	A	補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。	A	<p>【達成状況】 豊橋市前芝地区の目標である、年間(R5.10~R6.9)の利用者数8,000人に対し、年間の利用者数8,173人となり目標を達成した。</p> <p>【要因】 豊橋まつりに伴い、しおかぜバスの土日臨時運行を実施したほか、利用促進チラシを発行し、バス沿線の主要施設の紹介やキャンペーンのお知らせなどについて積極的に周知を行った。また、利用者9万人、9.5万人達成キャンペーンや、運行開始10周年感謝キャンペーンを実施し、現利用客の固定化を図った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者10万人達成キャンペーン等の実施や、地域が作成する広報紙の発行により、現利用客のさらなる固定化を図る。</li> <li>・令和6年10月の豊橋まつりにおいても、土日臨時運行実施を検討し、新規顧客の獲得につなげる。</li> <li>・新たな利用促進策として、バス沿線施設と連携した割引券の発行やバス回数券の配布などを検討する。</li> <li>・以上の取組により、次年度は前芝地区の目標である年間利用者数8,200人を目指す。</li> </ul>
	川北地区 (かわきたバス)	下地・津田～大村系統	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「公共交通をつかったオリジナルツアー大募集」「ポスター&amp;川柳コンテスト」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。【再掲】</li> <li>・「夏休み小学生50円バス」実施に合わせ、夏休み期間中の小学生の乗車運賃を運営団体に負担し、普段コミュニティバスに接する機会が少ない年齢層の利用を呼びかけた。【再掲】</li> <li>・定例会において、利用実績を共有するとともに、利用促進の取り組みの企画・実施支援を行った。【再掲】</li> <li>・啓発チラシ、会合での周知活動、本協議会への取組報告等を行った。【再掲】</li> <li>・利用促進事業として、牛川の渡しツアー、回数券の割引販売、感謝キャンペーンを実施した。</li> </ul>	A	補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。	B	<p>【達成状況】 豊橋市川北地区の目標は、年間(R5.10~R6.9)の利用者数を6,000人としていたところ、4,912人と目標は達成されなかったが、利用促進イベント等の実施により、昨年比451人増まで回復している。</p> <p>【要因】 1年ぶりに牛川の渡しツアーが実施できたほか、回数券の割引販売や感謝キャンペーンなどの利用促進事業を積極的に実施した。また、月1回発行するスマイル号通信では、沿線施設の紹介や乗り継ぎ案内等の情報を掲載し、新規利用者の獲得に向けて、周知しているところである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の特性や魅力を地域内外に発信するツアーや各種キャンペーンを今後も継続して実施するなど、積極的な利用促進を図る。</li> <li>・沿線付近にある豊橋創造大学との連携を進め、利用促進を図っていく。</li> <li>・老人クラブ等地域関係団体と連携し、バス利用の呼び掛けを行い、利用促進を図る取組を実施する。</li> <li>・以上の取組により、次年度も目標である年間利用者数6,000人を目指す。</li> </ul>
豊鉄バス(株)	野依地区	三本木線(くすのき特別支援学校)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「公共交通をつかったオリジナルツアー大募集」「ポスター&amp;川柳コンテスト」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。【再掲】</li> </ul>	A	補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。	A	<p>【達成状況】 豊橋市野依地区の年間(R5.10~R6.9)目標利用者数である97,000人に対し、年間の利用者数は120,300人と目標は達成された。(昨年比で3,655人増加)</p> <p>【要因】 行動制限緩和により、通勤・通学利用者や沿線住民の通院や買い物などで利用者が増加した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線全体の利用者をさらに増やすために、自治会等に利用促進の働きかけを行うほか、公共交通マップやあなたのまちの時刻表、お得な乗車券などのPRチラシを配布する。</li> <li>・引き続き、子育て支援施策と連携するなど新規利用者獲得に向けた取組を検討・実施する。</li> <li>・以上の取組を踏まえ、次年度の目標を117,300人とするものの、利用状況を観察しながら120,300人の実績を下回らないよう、利用促進に努めていく。</li> </ul>
		三本木線(野依)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通マップを配布した。</li> </ul>					

令和6年度 地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（全体）

## 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

平成20年3月28日設置

平成28年3月30日 豊橋市都市交通計画策定  
令和3年3月30日 豊橋市都市交通計画中間見直し  
(計画期間：平成28年3月～令和7年3月)

令和5年6月28日 フィーダー系統 確保維持計画策定等

# 1.【Plan】協議会等が目指す地域公共交通の姿

## (1) 豊橋市の公共交通

- ・豊橋駅を中心に民間の豊鉄バスの路線網を放射線状に整備。
- ・豊川市、新城市、田原市と本市を結ぶ地域間幹線系統がある。
- ・豊橋駅には、東海旅客鉄道、名古屋鉄道、豊橋鉄道の路線が乗り入れ。
- ・交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域では、地域住民がコミュニティバスを運営。支線公共交通やアクセス交通の役割を果たしている。

## (2) 豊橋市地域公共交通網形成計画（豊橋市都市交通計画2016-2025）

1) 計画の期間：平成28年～令和7年度（10年間）

2) 基本理念：多様な交通手段を誰もが使い、  
過度に自家用車に頼ることなく、  
生活・交流ができる都市交通体系の構築

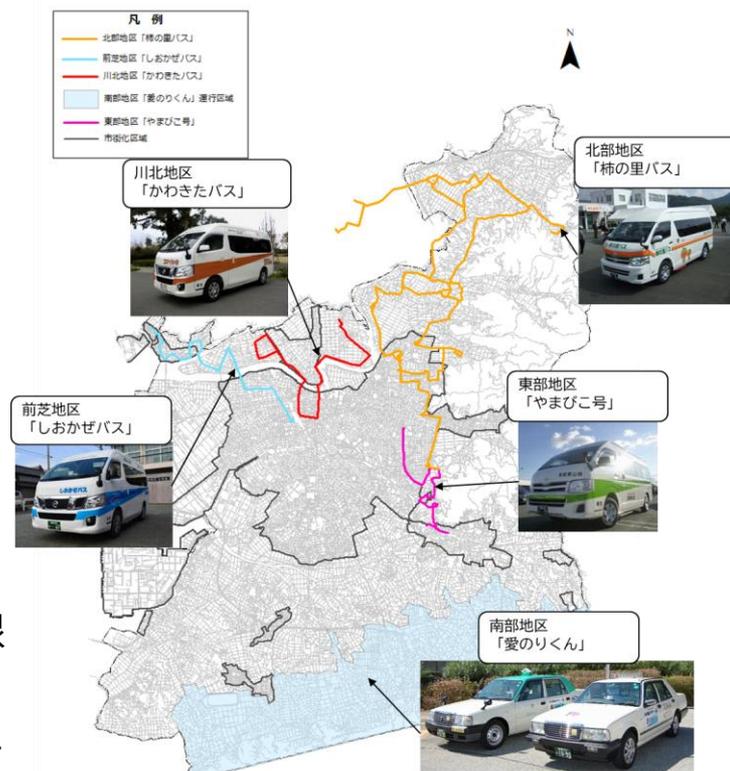
3) 基本方針

基本方針1：安全・安心で快適に移動できる交通づくり

基本方針2：まちの魅力・活力を高める交通づくり

基本方針3：環境・健康を意識した交通づくり

- 地域内フィーダー系統確保維持費補助路線  
東部地区を除くコミュニティバス4地区、路線バス1路線
- 接続状況  
豊橋駅で地域間幹線系統の新豊線、豊川線、伊良湖本線と  
接続及び赤岩口電停において東田本線と接続



戦略1：公共交通幹線軸の強化

★：ハード事業 ☆：ソフト事業

- ☆乗合事業運転士確保支援事業（令和6年度春実績：7名採用）  
運転士就職志望者と乗合事業者とのマッチング支援を実施。令和6年度は初の試みとなる「運転体験会」を実施した。
- ☆MaaSプラットフォームの導入（令和6年10月実証開始）  
愛知県、東三河8市町村及び交通事業者等が連携し交通・生活・観光の情報を繋ぐ地域MaaSを導入する実証事業を開始した。
- ★鉄軌道施設及び軌道敷改修に対する補助  
事業者の老朽化対策を支援し、安全性を向上させた。
- ★路線バスへのICカードの導入（令和6年度末導入予定）  
路線バスの利便性を向上させるため、交通系ICカード導入を行う事業者に対し事業費を補助。（令和5～6年度で整備）
- ★コミュニティバスキャッシュレス決済導入（令和6年度4月導入）  
利便性向上のため、全線にキャッシュレス決済環境を整備。

▼運転士確保支援事業

戦略2：地域拠点における交通結節機能の強化

- ☆柿の里バスのルート・ダイヤの変更  
路線全体の効率化、豊川市への延伸をはじめとする地域の移動ニーズに即した運行経路等の見直しを実施。
- ☆企業シャトルBaaS実証実験  
企業が運行する送迎バスに市民が相乗りし、県境を跨いで新所原駅まで移動できる実証実験を湖西市と連携し実施中。

▼企業シャトルBaaS



### 戦略3：まちなか交通の魅力向上

#### ☆カーフリーデーイベントの実施

中心市街地のにぎわいの拠点である「まちなか広場」で開催。車に過度に依存しない生活を考える啓発パネルを展示したほか、路線バスの乗車体験、交通事業者や近隣商店街等と連携して公共交通利用を促す企画を実施。

#### ☆電車・バス沿線周遊マップの制作

公共交通で行ける飲食店や娯楽施設を掲載したマップを豊鉄社員、愛知大学生と共同で制作。

#### ▼カーフリーデー



#### ◀周遊マップ

### 戦略4：自転車や公共交通を中心としたライフスタイルへの転換

#### ☆子育て世帯をターゲットとした利用促進

子育て世帯が気軽に安心して公共交通を利用できる環境づくりを目指し、子ども連れでの利用を後押しする「子育て応援ステッカー」の制作や、車内・待ち時間に自由に絵本が読める本棚「絵本の駅」等を実施。

#### ☆デジタルサイクルラリー等自転車イベントの実施

サイクリングを日常的に楽しむきっかけづくりとして、「デジタルサイクルラリー」や「トレジャーサイクリング」を開催。

☆夏休み小学生50円バス&「公共交通をつかったオリジナルツアー大募集」「ポスター&川柳コンテスト」の開催  
地域公共交通を身近に感じてもらう機会を創出した。

#### ▼子育て応援ステッカー



#### ▲デジタルサイクルラリー

## 3. 【Check】 計画の目標の達成状況とその理由についての考察

## (1) 豊橋市地域公共交通網形成計画（H28年～R7年（2016年～2025年））

目標	評価指標	目標	実績値		達成状況
			上段:R5年度	下段:R4年度	
目標1： 人にやさしく移動しやすい交通環境を実現する	自転車・公共交通の利用のしやすさにおいて満足と感じる人の割合	自転車40% 公共交通45%	[自転車]29.9% (34.6%) [公共交通]40.5% (42.4%)		未達成
	歩行者・自転車が関わる交通事故件数	592件/年からの減少	312件/年 (347件/年)		達成
目標2-1： まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークを形成する	公共交通の1日当たり利用者数	[主要鉄道駅] 58.5千人/日平均 [路面電車・路線バス] 23.6千人/日平均 上記数字を維持	[主要鉄道駅] 52.6千人/日平均 (49.1千人/日平均) [路面電車・路線バス] 22.0千人/日平均 (20.0千人/日平均)		未達成
目標2-2： まちなかの賑わいを創出する交通環境を実現する	中心市街地内の休日歩行者通行量	63,000人/日以上	55,758人/日 (44,555人/日)		未達成
目標3： 環境負荷軽減、健康増進に寄与する交通行動の実現を促す	市街化区域内の歩行者・自転車の利用割合	11.3%からの増加	10.7% (10.4%)		未達成

【考察】前年と比較して、公共交通の利用者数や中心市街地内の休日歩行者通行量が増加しており、コロナ禍からの回復傾向がみられた。利用者増加の一方で、自転車・公共交通利用の満足度については低下した。

【今後の方針】路線バスへの交通系ICカードの導入やMaaSなどデジタル環境の整備、地域の実情に即した公共交通の見直しを行うことで、公共交通の利便性や満足度の向上を図る。自転車においては、通行環境や駐輪環境の整備とともに、利用促進イベント等を実施することで、満足度の向上を図る。

## 3. 【Check】 計画の目標の達成状況とその理由についての考察

## (2) 地域内フィーダー系統確保維持計画 (R5.10.1~R6.9.30)

地区	目標値	実績値 (昨年利用者数)	達成状況
北部地区 (柿の里バス)	7,200人	4,420人 (3,725人)	未達成
南部地区 (愛のりくん)	2,250人	2,112人 (2,202人)	未達成
前芝地区 (しおかぜバス)	8,000人	8,173人 (7,850人)	達成
川北地区 (かわきたバス)	6,000人	4,912人 (4,461人)	未達成
野依地区 (豊鉄バス・三本木線)	97,000人	120,300人 (116,645人)	達成

**北部地区**：新ルートの実行開始、バスツアーの実施等により、昨年比695人増加となった。新ルートでの利用実績の分析を行い、更なる需要の掘り起こし、路線の効率化を検討する。

**南部地区**：固定利用者の減少に伴い目標も未達となった。民生委員・関係団体等との連携を図り、情報提供や意見交換を行い、新規利用者の獲得につなげる。

**前芝地区**：各種キャンペーンの実施等による現利用客の固定化を図ったことにより、目標値を達成した。引き続き、広報紙の発行や沿線店舗と連携した利用促進を検討する。

**川北地区**：各種キャンペーンの実施等により、昨年比451人増加となった。現利用客の固定化や新規客の獲得に向けて、キャンペーンの実施や広報紙の発行などの利用促進を行う。

**野依地区**：通勤利用者が増加したこと等により目標値を達成した。子育て世帯への利用促進や、交通系ICカードのPRなどを実施し、新規顧客の獲得につなげる。

## 【今後の方針】

利用者に寄り添ったルートの見直しやミーティングポイントの見直しを検討するほか、各地区の特色を活かした利用促進等を実施する。

上記自己評価について、令和6年11月20日開催の豊橋市地域公共交通活性化推進協議会で協議

## 4. 【Act】 計画目標の達成に向けた今後の取組方針の作成

○課題①：自転車・公共交通の満足度が目標を達成しなかった。

→公共交通の維持・強化、利便性の向上に関する課題

今後の取組み内容：コミュニティバスや路線バスの運行改善や乗換機能の強化など満足度の向上につながる取組みを実施

①路線バスの利便性向上の推進

→令和6年度末のICカード導入に向けた環境整備や周知

②コミュニティバスの利便性向上の推進

→利用状況を分析し、ルートやミーティングポイントの見直しを検討

③乗換機能・交通結節機能の強化

→MaaS推進によるデジタル環境の充実や自転車通行空間の整備

○課題②：地域内フィーダー系統確保維持計画の目標値に至らない地区があった。

→新型コロナウイルス感染症による利用者減と新たな利用者の創出及び定着化に関する課題

今後の取組み内容：路線再編の検討と利用促進の実施

①利用者の要望に応じた路線再編

→毎月の利用実績から利用状況の分析をするだけでなく、利用者アンケートの実施・分析を行い、地域の要望を踏まえながら路線再編を検討

②利用促進イベント等の実施

→各地区の特色を活かしたツアーイベントなど、積極的に利用促進等を実施

③新たな利用者獲得

→子育て世帯の利用促進や高齢者向けバスの乗り方講座の実施など、新規利用者の獲得・定着につながる取組を検討・実施

年度	二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
前回 (令和6年3月21日)	<p>広域移動とバスの利用促進に向け、東三河地域の自治体と事業者その他様々な主体と連携した取組が今後も継続されることを期待します。</p>	<p>夏休み期間中の東三河地域のバス運賃を50円にするとともに、公共交通を利用するきっかけづくりとして「公共交通をつかったオリジナルツアー大募集」や「ポスター&amp;川柳コンテスト」など新規イベントを実施した。</p> <p>MaaSについて、愛知県、東三河地域8市町村、交通事業者等で意見交換を行い地域MaaSの導入を推進した。また、カーフリーデーイベント等でMaaSの啓発及び普及を行った。</p>	<p>路線の魅力を向上させるため、東三河地域8市町村が一体となった協議会を継続的に開催し、利用促進イベントの実施等を検討する。</p> <p>MaaS推進のため、東三河の地域MaaSについて、交通・生活・観光交通情報の充実化を図るとともに、イベント等でMaaSの啓発普及を行う。</p>

年度	二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
前回 (令和6年3月21日)	引き続き、地域ごとの課題や特性等を勘案しながら、運行継続に向けて地域の主体的な取組が継続されること、それが可能となるよう地域に寄り添った支援が継続されることを期待します。	各地区の定例会において、利用実績の共有及び利用促進の取組の企画・実施支援を行った。 一部の地区ではアンケートを実施・分析を行い、地域の要望を踏まえながら、ルートの再編成等を実施した。	引き続き、各地区の定例会において、利用実績の共有及び利用促進の取組の企画・実施支援を行うとともに、利用者に寄り添ったルート・ミーティングポイントの見直しを検討する。
	引き続き、運転手確保対策等の地域公共交通の持続性向上や課題解消に向けた取組や支援が継続されることを期待します。	運転手確保支援事業については、令和6年度初となる「運転体験会」の実施や支援コースの充実など、参加しやすい内容への工夫や転職を考えている参加者に合わせた事業スケジュールの再検討を行った。	運転体験会の実施効果の分析やスケジュール等の事業内容を見直しながら支援を継続する。また、外部関係団体との連携や外国人雇用支援を盛り込むなど、さらなる事業拡大を検討していく。

年度	二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
前々回 (令和5年3月10日)	地域間幹線系統の状況も意識しつつ、今後も東三河地域が一体となった取組の継続について引き続き期待します。	夏休み期間中の東三河地域のバス運賃を50円にするとともに、東三河地域を電車やバスで周遊するイベントを実施した。	路線の魅力を向上させるため、東三河地域8市町村が一体となった協議会を継続的に開催し、利用促進イベントの実施等を検討する。
	地域間幹線系統のうち、豊川線の一部系統については輸送量が補助要件をわずかに上回る数値となっており、沿線にて開業する大規模商業施設開業を好機と捉えた新豊線との一体的な利用促進を図り、沿線市と連携して利用者数向上に向けた取り組みに努められるよう期待します。	MaaSについて、交通事業者、愛知県、東三河地域8市町村で意見交換を行うとともに、カーフリーデーイベントや豊鉄グループ主催のデジタルスタンプラリーにおいて、MaaSの普及啓発を行った。	MaaS推進のため、東三河一体で交通データのオープンデータ化に努め、交通情報の充実化を図るとともに、MaaSアプリ内で移動目的地となる店舗や観光情報等の掲載を検討する。

年度	二次評価結果	事業評価結果の反映状況 (具体的対応内容)	今後の対応方針
前々回 (令和5年3月10日)	<p>各地区ごとの課題や利用特性を勘案しながら、各地域の課題の解決及び、運行継続基準の達成に向けて、更に寄り添った支援をされ、地域の需要に応じた継続的な運行が実施できるよう取り組まれることを期待します。</p> <p>特に柿の里バスについては、路線のスリム化や豊川市への乗り入れの要望などがあり、地域の声や課題に寄り添って向き合い、着実に対応されるよう期待します。</p>	<p>各地区の定例会において、利用実績の共有及び利用促進の取組の企画・実施支援を行った。</p> <p>一部の地区ではアンケートを実施・分析を行い、地域の要望を踏まえながら、ルートの変更等の検討を行った。</p> <p>柿の里バスの豊川乗り入れについては、利用者アンケート及び一部地域への住民アンケートを実施し、その意見を基に地域運営団体・交通事業者、本市で議論を行い、ルート・ダイヤの作成等を進めた。</p>	<p>引き続き、各地区の定例会において、利用実績の共有及び利用促進の取組の企画・実施支援を行うとともに、利用者に寄り添ったルート・ミーティングポイントの見直しを検討する。</p> <p>柿の里バスについては、更に議論を行い、ルート・ダイヤ等を固め、令和6年度上期中の運行開始を目指していく。</p>

〈年間単位の進捗管理、評価スケジュール〉												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会			①					②			③	
主な行事		(確保維持改善計画)	◆				次年度予算要求				(第三者評価委員会)	◆
実施すること	前年度事業評価に基づく改善と反映			次年度事業計画の検討						今年度事業の検証	実施状況の確認、評価課題の共有、改善検討	
		→ (C)		→ (P)			★			→ (C)		→ (A) 次年度へ
部会					(必要に応じて実施)							

### 【協議会の実施状況】

第1回協議会 令和6年6月5日

主な議題：地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

第2回協議会 令和6年8月28日（書面協議）

主な議題：令和6年度企業シャトルBaaS実証実験事業（案）の実施について

第3回協議会 令和6年11月20日

主な議題：地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

第4回協議会 令和7年2月19日

主な議題：事業計画及び収入支出予算について

中運交企第191号  
令和6年3月21日

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会  
会長 杉木 直 殿

中部運輸局長  
(公印省略)

令和4・5年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について(通知)

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いいたします。

【問合せ先】  
中部運輸局交通政策部 交通企画課  
TEL:052-952-8006

自治体・協議会名	豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
評価対象事業	地域内フィーダー系統

## 二次評価結果

### 評価できる取組

- ・路線バスへの交通系ICカードの導入支援や鉄軌道事業者への支援など、利用環境の向上や運行維持などに係る支援に取り組まれていることを評価します。
- ・これまでも実施してきた「夏休み小学生50円バス」に加えて、大河ドラマ放映に合わせ「どう解く!? 家康謎解きラリー」を実施するなど、東三河地域の自治体と連携し、広域移動とバスの利用促進に資する取組を継続的に行っていることを評価します。
- ・就職氷河期世代と乗合バス、タクシー事業者とのマッチング事業を実施する運転士確保支援事業を実施し、運転士確保と公共交通の維持に向けた取組を実施したことを評価します。
- ・交通事業者や近隣商店街等と連携して実施したカーフリーデーにおいて、交通を切り口として車に過度に依存しない生活を考える啓発パネルの展示、路線バスの乗車体験を行ったほか、鉄道・バスを活用したウォーキングイベントを実施する等、地域や関係者と連携して公共交通の関心喚起や利用促進を行ったことを評価します。
- ・フィーダー系統の運行について、地域運営団体による主体的な取組が継続されていること、地域団体の活動を支えるために地域運営団体に寄り添った支援が継続されていることを評価します。

### 期待する取組

- ・広域移動とバスの利用促進に向け、東三河地域の自治体と事業者その他様々な主体と連携した取組が今後も継続されることを期待します。
- ・引き続き、地域ごとの課題や特性等を勘案しながら、運行継続に向けて地域の主体的な取組が継続されること、それが可能となるよう地域に寄り添った支援が継続されることを期待します。
- ・引き続き、運転手確保対策等の地域公共交通の持続性向上や課題解消に向けた取組や支援が継続されることを期待します。